

## 平成30年度 とちぎ蔵ものがたりブランド認定品 募集要項

### 1. 募集の目的

栃木商工会議所「ブランド認定委員会」が、「蔵の街とちぎ地域ブランド戦略」として、栃木市地域に関わる優れた産品を「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認定し、栃木商工会議所産業振興委員会が承認する。情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進し、栃木市の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的としています。

そこで、全国に誇れる優れた産品を「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認定するため、その候補となる商品・製品を募集します。

多くの皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

### 2. 募集対象

原則として栃木市で生産・製造及び加工された商品・製品

### 3. 募集期間

**平成29年11月20日（月）～平成29年12月20日（水）（当日必着）**

### 4. 応募資格

- ・栃木商工会議所の会員事業所で生産・製造及び加工されたものであること  
（法人事業所・個人事業所・団体を問わず応募出来る）
- ・安心・安全（主原料の生産地が明確化されたもの）なものであること

### 5. 必要書類

- ・とちぎ蔵ものがたりブランド認定申請書
- ・商品製品の概要がわかる資料（パンフレット、写真等）
- ・商品製品の原材料や成分等がわかる資料

### 6. 応募方法

郵送、メール又は持参にて事務局へご提出下さい。

留意事項

- ・ **1商品製品ごとの応募となります。**
- ・応募商品製品等は、自作のものであり、第三者の権利を侵害しないものに限りします。
- ・ **認定については審査会があります。**

審査の際に現物確認を行うため、申請商品製品等のご用意をお願いします。

また、試食可能なものは、試食用として指定数量（約10程度）のご用意をお願いすることがありますのでご承知おき下さい。

尚、ご用意いただいた商品等の返品は致しませんのでご了承下さい。

※審査の詳細は後日申請者へご連絡致します。

（平成29年12月を予定）

- ・応募書類等は返却いたしません。必ず写しを取った上でご提出下さい。
- ・申請者は、「とちぎ蔵ものがたりブランド認定委員会」が実施するイベント等で、認定された商品製品等を**展示・販売**することがあることを事前に了解するものとします。
- ・認定された商品製品等の写真や説明文などを「とちぎ蔵ものがたりブランド認定委員会」の制作物、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については、同委員会による監修・確認を信頼し、一任するものとします。

## 7. 認定評価基準

- ①独創性、技術革新または挑戦（こだわる思い）
- ②栃木市の自然・文化との関わり
- ③地域性
- ④安全性、信頼性
- ⑤その他

## 8. 認定期間

平成30年4月1日から1年間となります。ただし、申請者が当該商品等に関連する法規に違反した場合や、公序良俗に反した場合等は認定を取り消します。  
また、認定品の更新については、別途手続きをしていただきます。

## 9. 認定の特典

- ①とちぎ蔵ものがたりブランドパンフレットに掲載させていただきます。
- ②認定された商品製品は、「認定マーク」を表示することができます。
- ③認定された商品製品の自社によるPR及び販促活動にあたっては、「認定マーク」を一定のルールに基づく表示方法により使用することができます。

## 10. 選考方法

とちぎ蔵ものがたり認定委員会において選考し認定します。

（書類審査を平成29年12月下旬頃、認定委員会を平成30年1月中旬頃予定）

### 11. 認定の発表

認定された商品等は、平成30年3月末頃に申請者へ直接通知するとともに、**HP及び会報上**で発表します。

### 12. 応募申請送付・お問い合わせ先

とちぎ蔵ものがたり認定委員会事務局

〒328-8585 栃木市片柳町2-1-46

栃木商工会議所中小企業相談所内 「とちぎ蔵ものがたり認定品募集」係

電話：0282-23-3131

FAX：0292-22-7550

メール：tccci@tcnet.or.jp

## とちぎ蔵ものがたりブランド認定要綱

### 第1条（目的）

この要綱は、「とちぎ蔵ものがたりブランド認定委員会」（以下「認定委員会」という。）が、「蔵の街とちぎ地域ブランド戦略」として、栃木市に関わる優れた産品を「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認定し、栃木商工会議所産業振興委員会が承認する。また、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進し、栃木市の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

### 第2条（定義）

この要綱において「認定」とは、原則として栃木市で生産、製造及び加工された産品であり安心・安全なものに対し、事業者等の申請に基づき、栃木市の資源と個性を生かした優れた産品として、一定の基準（主原材料の生産地が明確化されたもの）に適合する「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認めることをいう。

### 第3条（認定委員会）

「とちぎ蔵ものがたりブランド」の認定に関し必要な事項を審議するため、栃木商工会議所内に「とちぎ蔵ものがたりブランド認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を置く。

### 第4条（認定基準）

「栃木市らしさ、栃木市のよさ、栃木市ならではの」といった魅力と個性を持った産品を「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認定するための認定基準は、認定委員会が以下の通りに定める。

「とちぎ蔵ものがたりブランド」として認定する基準は以下のものである。

#### ●必須条件

- 商標法・特許法・著作権法・食品衛生法などの関連法規を遵守している。
- 製造基準・表示基準を満たしている。
- 公序良俗に反していない。
- 栃木商工会議所の会員である。
- 認定委員会において審査会を行い、試食・試飲・製品の試行等審査の結果、特に優れたものを有すると認められたものであること。
- 選定商品は、原則とちぎ蔵ものがたりブランド発信拠点において販売拡大に向けたPR活動を積極的に行うこと。

#### ●認定要件

- 「ものづくり」への取り組みにアイデア、技術革新又はこだわる思いがある。
- 開発者の思い、着眼点、仕組みなどに栃木市の自然や文化・伝統を掘り起こし、守り育む意図や、知恵がある。
- 栃木市が連想される取り組み、エピソードがあり、栃木市のPRに繋がる物語が感じられる。
- 栃木市ならではの存在、又は製法、技法、技術などを用いている。
- 安心、安全、信頼性があり、環境にやさしいものである。
- 市場性が見込まれ、将来のビジョンがある。

## 第5条（認定の申請）

「とちぎ蔵ものがたりブランド」の認定を受けようとする事業者等は、産品等の生産、製造及び加工、又その販売等に関する特徴等を別紙「認定申請書」に記載し、認定委員会に提出する。

## 第6条（認定の審査・決定・承認）

1. 認定委員会は、前条による申請を受けた産品について、別紙「認定基準採点表」に基づき審査し、産業振興委員会の承認を受けるものとする。
2. 認定員会及び、認定員会が定める者を審査委員に委嘱することができる。
3. 前項により、申請を受けた産品等が認定基準に適合すると認めるときは、「とちぎ蔵ものがたりブランド」認定商品（以下「認定品」という。）として認定する。
4. 認定委員会は、前項の認定を行ったときは、認定品及び認定品の生産、製造及び加工、又は販売者（以下「取扱者」という。）を公表するものとする。

## 第7条（認定の登録及び有効期間と再認定）

1. 前条第2項の規定により認定品として登録する。
2. 認定品の有効期間は、認定を受けた日から1ヶ年とする。
3. 前項に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、有効期間の2ヶ月前までに別紙「認定申請書」を認定委員会に提出しなければならない。
4. 第5条から第7条までの規定は、前項の認定要件について準用する。

## 第8条（認定の変更）

認定品の取扱者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を認定委員会に届け出るものとする。

- (1) 認定品の名称、金額等を変更したとき
- (2) 認定品の取扱者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
- (3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

## 第9条（認定の取り消し）

1. 認定委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
  - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
  - (3) 認定品の生産、製造及び販売について、事故発生により中止又は廃止したとき又は、食品衛生法等による行政指導を受け中止又は廃止したとき
2. 認定委員会は、前項の認定の取り消しを行ったときは、認定品及び認定品の取扱者を公表することができる。

## 第10条（認定の表示）

認定品の取扱者は、認定委員会の許可を得た上で、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

## 第11条（認定の調査及び検査）

認定委員会は、必要があると認めるときは認定品の調査又は検査を行うことができる。

## 第12条（共同事業への参加）

認定品の取扱者は、産業振興委員会が地域ブランド戦略として行う共同販売の取り組みに参加できるものとする。

## 第13条（認定品の取扱者の責務）

1. 認定品の取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び加工、

又は販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「とちぎ蔵ものがたりブランド」のイメージ向上に努めなければならない。

2. 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに認定委員会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

#### 第14条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、認定委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。